

○総務省訓令第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年 月 日

総務大臣 林 芳正

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部を改正する訓令

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成１５年総務省訓令第９号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第１章 [略]	第１章 [同左]
第２章 一般信書便事業	第２章 [同左]
第１節～第５節 [略]	第１節～第５節 [同左]
第６節 事業の休止及び廃止の許可並びに法人 の解散の認可（第９条・第１０条）	第６節 事業の休止及び廃止の許可並びに法人 の解散の認可（第９条・第１０条）
<u>第６節の２ 定形信書便物の料金の上限の額の 認可（第１０条の２・第１０条の ３）</u>	[新設]
第７節～第１１節 [略]	第７節～第１１節 [同左]
第３章 [略]	第３章 [同左]
附則	附則
第２章 一般信書便事業	第２章 一般信書便事業
<u>第６節の２ 定形信書便物の料金の上限の額の 認可</u>	[新設]
<u>（趣旨）</u>	
<u>第１０条の２ 法第１６条第３項の規定による定形 信書便物の料金の上限の額の認可又は変更の認可 は、この節の定めるところに従って行う。</u>	
<u>（審査基準）</u>	
<u>第１０条の３ 認可は、次の各号のいずれにも適合し ていると認められる場合に行う。</u>	
<u>（１）申請に係る定形信書便物の料金の上限の額が 一般信書便事業の能率的な経営の下における適 正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形信 書便物の料金の水準を超えないものであること。</u>	
<u>（２）申請に係る定形信書便物の料金の上限の額</u>	

<u>が郵便法第 6 7 条第 3 項の規定による認可に係 る審査基準（令和 年総務省訓令第 号）別 紙で定める方法に準じて算定されたものである こと。</u>	
--	--

附 則

この訓令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 2 号）の施行の日（令和 8 年 月 日）から施行する。